

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

（開催要領）

- 1 日時 平成28年2月12日（金）15:02～15:19
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

<WG委員>

座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長
大阪大学社会経済研究所招聘教授
委員 鈴木 亘 学習院大学経済学部経済学科教授

<関係省庁>

佐藤 守孝 厚生労働省老健局高齢者支援課長

<事務局>

塩見 英之 内閣府地方創生推進室参事官

（議事次第）

- 1 開会
 - 2 議事 ユニット型指定介護老人福祉施設の設備基準緩和について
 - 3 閉会
-

○塩見参事官 それでは、ただいまから国家戦略特区ワーキンググループを開始させていただきます。

まず最初でございますけれども、ユニット型指定介護老人福祉施設の設備基準の緩和ということでございます。北九州市さんから御提案をいただいていたものでございますけれども、前回、厚生労働省さんにもお越しいただきました、既存の通知がわかりにくい点がありまして、北九州市さんの御要望に結果的につながっている面があるので、その内容を特区限定でわかりやすい形で通知をする方向で御検討いただくことになってございました。本日は、その具体的な通知の案をお持ちいただいておりますので、内容を御審議いただきたいと思います。

それでは、座長、よろしくお願ひいたします。

○八田座長 どうもお忙しいところをお越しくださいまして、ありがとうございます。

それでは、早速、この案について御説明をお願いいたしたいと思います。

○佐藤課長 厚生労働省でございます。お世話になります。

初めに若干御相談でございますけれども、現在、このお手元の事務連絡案、たしかに案

でございますけれども、実は事務局を通じまして提案主体である北九州市に御確認をいただきつつ、同時並行で関係団体等との調整も行っているところでございまして、この会議の公開・非公開の取り扱いについて御相談したいと思っております。そんな状況でございますので、ワーキンググループの日程なども考慮して本日お示しさせていただいたところでございまして、そういう意味で、この提出資料とワーキングの議事録につきましては、できれば非公表ということでお願いできないかというのが御相談でございます。

○八田座長 折衝の中身が出るのが問題ならば、公表は延期できます。しかし、今日、こういう会議があったことを非公表にするのは、透明性の観点から、難しいと思うのです。中身自体をずっと非公表というのも、できたら避けたいと思っています。きょうこの中身は、しばらくの間、非公表あるいは公表延期にする。だけれども、きょう会議があったこと自体は公表するというのではいかがでしょうか。

○佐藤課長 かしこまりました。その方向の御趣旨で、後々の整理は整理として、また時間が来ましたらさせていただければと思います。

○八田座長 わかりました。そうすると、何ヵ月か公表を延期するという形でさせていただければと思います。

○佐藤課長 それでは、お手元のホチキスどめの全部で3枚の紙がございますけれども、御説明させていただきます。

「国家戦略特別区域の指定に伴うユニット型指定介護老人福祉施設の共同生活室に関する特例について」としまして、1枚目の2行目からでございますけれども、今般、特別区域及び区域方針に基づき、区域内のユニット型指定介護老人福祉施設において、介護ロボットを導入しユニットケアを実施し実証実験を行う場合には、後ろにつけました「Q&Aについて」という事務連絡を適用せず、共同生活室について、隣接する2つのユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有するものとして、条例において定めることとしても差し支えないことといたします、という中身になってございます。

具体的の中身は、おめくりいただきまして、平成23年12月に事務連絡を各都道府県に出しているQ&Aでございますけれども、これは自治体から疑義照会があったことから、その取り扱いについてQ&Aという形で作成して送っているものでございまして、中身は3枚目でございますが、ユニット型個室の特別養護老人ホームの設備についてのQ&Aでございます。問い合わせをもらないただきますと、共同生活室間の壁を可動式にすることについてどう考えるかという問い合わせをいたしまして、これに対しては、1. で、高齢者の尊厳の保持と自立支援の観点から、居宅に近い居住環境のもとで、居宅生活に近い日常生活の中での一人一人の意思と人格を尊重したケアを行うこと。それから、小グループ（ユニット）ごとに配置された職員による一人一人の個性や生活のリズムに沿ったケアの提供などが必要であるということでございます。

そして、2. で、壁が可動式であるという場合においては、当該壁を開放して、従来型

個室のような形態にしてしまうことも可能でありまして、実態上、ユニットケアとしての職員の配置や入居者の処遇が適切に行われないおそれがある。その場合、従来型個室に比して、ユニットの介護報酬を手厚くしていることなどに反することも考えられる。

したがいまして、3. で、可動式にするなど、ユニットケアを損なうおそれがあると考えられるものについては、その構造として適切なものとは言えない。こんな考え方をお示ししているということでございます。

今回、可動式とすることが適切ではないという考え方について、1枚目に書きましたように、隣接するユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有するものとして、条例で定めても差し支えないというものでございまして、これは規定の仕方に戻りますけれども、もともと介護保険法に基づく省令がございます中で、その省令の中に2つ位置づけがあります。1つは、全国統一に条例で決めなければならぬ基準がありますが、その一方、その省令の趣旨を踏まえて各都道府県が自由に条例で決めていいというのもございまして、その後者のほうに当たります。これは参酌基準と呼んでおりますので、もともと条例でこれを決めてはいけないとは書いていないので、法的には決めてもいいということなのです。ただ、決めるにしても、何でもかんでも自由でいいかというと、やはり法の趣旨がございますので、そういった意味では、Q&Aという形で、法の趣旨を没却しない範囲で条例で決めていいですよということで、国が考える望ましい形をお示ししたというものでございます。

前回申し上げたとおり、北九州市の御提案のような共同生活室を設けにくいような状態を解消するために特例的にこのQ&Aを適用しないというふうな整理をさせていただいていますので、そういった意味では普通の法律事項そのものを規制改革なり緩和で抜くとかいうものとはレベルがかなり、運用上のレベルのものになろうかと理解しておりますけれども、それで特区になじむかどうかということを若干前回のヒアリングでも御相談申し上げましたが、そこがもしうまく整理できるということであれば、私どもとしては、こういう形でやらせていただきたいという今の状況でございます。

以上でございます。

○八田座長 どうもありがとうございました。

この通知には、基本的には、国家戦略特区内のユニット型福祉施設においてこういうことをやる場合には適用しないということが書いてあるわけですが、事業者が特区でやる場合には、これは後で事務局からも補足していただきますけれども、結局は区域会議で認定するということが必要になってくるわけなので、その手続に関する事はあると思います。

鈴木委員、何かありますか。

○鈴木委員 確認なのですけれども、これが今回のロボットを使う場合には、ユニットケアで介護報酬を算定してよろしいということですね。

それから、ちなみに教えていただきたいのですけれども、参酌基準なので、条例で決め

られることであるわけですね。それに対して厚生労働省が疑義照会の形でQ&Aを出しているのですけれども、これはそれがなくても条例を定めれば、間仕切りが可動式でもユニットケアとして算定するということを都道府県は決められるのでしょうか。つまり、どちらが上なのかなというのが気になったのです。

○佐藤課長 そこは、私どもとしては、全体の法体系の中で、先ほど申し上げたように参酌基準なものですから、ある意味、法の趣旨を損なわない範囲において条例で自由に決められるということはもともとのこの規定ぶりの性格としてございます。そういった中で、ただ、それはいっても、全く法の趣旨を損なうような決め方といいますのは、このQ&Aにも書いてありますように、介護報酬を全国統一でいろいろやらせていただいている部分もある程度ございますので、そういった意味で望ましい形を明らかにしたと申し上げてきているところでございます。そのあたりで法的にがちがちに拘束力があるかと言われば、もともと条例で決められるというたてつけになっているものでございますので、そういう意味では、今、申し上げたような形です。

○鈴木委員 微妙なところなわけですね。Q&Aが一種の法律の解釈ですということで、大もとの法の趣旨に照らして考えてくださいねという意味で条例を上回っているという位置づけなのですかね。

○佐藤課長 そうですね。条例を上回っているかどうかとなりますと、これまで余りそういった議論になったことがございませんでした。ただ、実態上は、現場では、このQ&Aがあることによって条例で決めにくくなっているということはあるかと思います。ですから、今回、その部分を提案したいと。

先ほど、区域会議で認定と先生がおっしゃられたわけですけれども、そのところは今、特に我々として何か、ある意味規制を設けているとかいうわけでは法の建付け上ございませんので、認定という手続そのものになじむのかどうかとか、その辺は多分、国家戦略特区法の体系ですとか、当てはめですか、そういったところの整理をどうするのかということになるのではなかろうかと思っています。

○鈴木委員 わかりました。ありがとうございます。

○八田座長 普通、特区の中で事業主認定をやるのですね。それに関してということですが、塩見さん、ちょっと。

○塩見参事官 事務局からでございますけれども、国家戦略特区の仕組みそのものは、区域会議で区域計画に書いたものを関係者できちんと合意した上で事業を進めるというのが基本ルールであります。したがいまして、特区に指定されたら区域会議や区域会議の構成員と無関係に自由にやるというのは全体のルールに外れることになってしまいますので、やはり区域会議で区域計画に位置づけた上で実施するという形に、全体のルールの中に沿ってやっていただけるようにお願いしたいと思います。

ただ、厚労省さん御指摘のとおり、規制の特例措置そのものではございませんので、国家戦略特区法に基づきます、いわゆる内閣総理大臣の認定前の同意手続のようなものは必

ずしも要さないのかなとは思いますけれども、区域計画に位置づけた上で、区域会議全員の合意をとった上でやるという点については、ぜひその方向でお願いをしたいと思っております。

同様の事例といたしましては、昨年も御議論いただきましたPMDAの特区薬事戦略相談というものがございました。あれも通知に基づく、これもまさに規制の特例ではなくてPMDAが重点的に相談対応するという内容の事業でございましたけれども、それも、今、私のほうから申し上げましたとおり計画に位置づけて、総理大臣の認定を受けた上で実施するという形にさせていただいておりますので、それと同様に、通知文につきましても一文記載をしていただくようにお願い申し上げたいと思います。

○八田座長 それはよろしいでしょうか。

○鈴木委員 要するに、こちらの手柄にもさせてくださいという。

○佐藤課長 今の御説明で、PMDAについては同意を要するというような形になっている。

○塩見参事官 同意を要することではなくて、区域計画に書きましたものは、内閣総理大臣の認定を受けた上で計画として確定するということになります。その手続に乗っていただきたいということだけでありまして、同意をとるという手続を要するものでは必ずしもない。PMDAのほうも、そうではないということでございますので、それと同じようにお願いしたいということです。

○佐藤課長 この場で確定的な答えはできないので大変恐縮なのですが、よくPMDAのものを調べさせていただきつつ、きょうの議論を踏まえて対応を検討したいと思います。

○八田座長 PMDAのは、特区法にはどのように記述してあるのですか。

○塩見参事官 特区法には、今時点では法律の記載は特にございませんが、これもまたせんだけて来、御議論いただいておりますとおり、法律の雑則のほうに、こういう戦略的な機器の開発を支援していくことを今後とも継続的にやっていくという姿勢、理念をきちんと雑則で位置づけようということで御議論いただきまして、今、その方向でお話をしております。これも規制の特例措置そのものではありません。

○八田座長 雜則で扱ったものというのは、結構前にもありましたね。あれは大阪の学校のことが、今はきちんとできましたけれども、最初はたしかあれも雑則で扱っていたのではないでしょうか。

○塩見参事官 あれは附則の検討事項で書いてございました。雑則の例といたしましては、雇用労働センターでありますとか、東京開業ワンストップセンターのような、これまた規制の緩和ということではありませんけれども、特区の事業の推進に非常に重要であるものにつきましては、区域計画に書いた上で、区域計画全体は総理の認定を受けた上で初めて確定するということでございますので、そのプロセスに乗せて運用をしてございます。それとまさに同じようなものだろうと思っております。

○八田座長 誰でもできるわけでもなくして、事業者もきちんと認定され、特区の制度の枠組みの中で決められ、最終的には諮問会議で総理に認められるということなのだろうと思

います。したがって、むしろそういう制約がつくという意味では、何でも自由にというのではないということで、御趣旨に合うのではないかという気もします。

それでは、この点について御検討いただければと思います。基本的にそのガイドライン自体についてはかなり詰められたお話だと思います。

どうもありがとうございました。